

横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について

1 改正趣旨

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律において、個人情報の定義を明確にする等の改正がありました。これに伴い、法改正の趣旨を踏まえた改正を行う等のため、横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正します。

2 主な改正内容

(1) 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法改正に伴う改正

ア 個人情報の定義の明確化

法改正に伴い、指紋データや旅券番号等の「個人識別符号」が含まれる情報は個人情報に該当することが明確化されたことから、条例においても同様に個人情報の定義を改正します。

イ 要配慮個人情報の取扱い

法改正に伴い、人種、信条、社会的身分などの本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として、新たに「要配慮個人情報」が定義されたことから、条例においても要配慮個人情報の定義規定を設けるとともに、個人情報取扱事務開始届及び個人情報ファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載することとします。

(2) その他の改正

ア 農業委員会等に関する法律の改正に伴う農業委員会委員に係る規定の削除

農業委員会等に関する法律の改正により、同法で農業委員の守秘義務及びそれに伴う罰則が規定されたため、同様の内容を定めた条例の農業委員会委員に係る規定を削除します。

イ 地方公務員法改正に伴う罰金額の改正

地方公務員法の改正により、一般職職員の守秘義務違反に対する罰金額の上限が引き上げられたため、類似の規定である特別職の秘密保持義務違反に対する罰則規定の罰金額も同内容に改正します。

ウ 実施機関の職員の明確化

これまで解釈・運用の中で示してきた「実施機関の職員」の範囲について明確にするため、新たに定義規定を設けます。

エ 再受託事務従事者及び派遣労働者に係る規定の明確化

これまで解釈・運用の中で示してきた再受託事務従事者及び派遣労働者に係る義務を明確に規定します。

3 施行予定日

公布の日から施行します。ただし、第 70 条の改正規定は罰金額の上限を引き上げる内容であるため、一定の周知期間を設ける必要があることから、平成 30 年 4 月 1 日施行とします。